

桑名市議会

全員協議会資料

---

平成30年2月13日

1. 協議事項

- (1) 第5期桑名市障害福祉計画 第1期  
桑名市障害児福祉計画（案）について

# 第5期 桑名市障害福祉計画

## 第1期 桑名市障害児福祉計画

(平成30年度～平成32年度) (案)

(抜粋版)

### 1 計画策定の背景と趣旨

本市では、「障害があってもなくてもみんなが気持ちよく過ごせる明るいまちづくり」を基本理念としており、障害の有無に関わらず住みよいまちを目指して、平成27年度から平成32年度を計画期間とする「第3期桑名市障害者計画」および平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「第4期障害福祉計画」を策定し取り組んでいるところです。

障害福祉サービスの提供量・体制の具体的目標を掲げる「第4期桑名市障害福祉計画」策定以降の3年間の実績を勘案しつつ、未だ改善していない課題や新たなニーズに対応できる福祉サービス提供体制を整えるため、ここに「第5期桑名市障害福祉計画」を策定しました。

また、障害児とその保護者が直面する多くの困難に対し、充実した支援体制を構築することを目的とし、国は児童福祉法の一部を改正し、市町村が「障害児福祉計画」を定めることを義務としました。本計画は、これに基づく「第1期桑名市障害児福祉計画」の位置づけも盛り込んだ計画として策定しています。

### 2 計画の期間

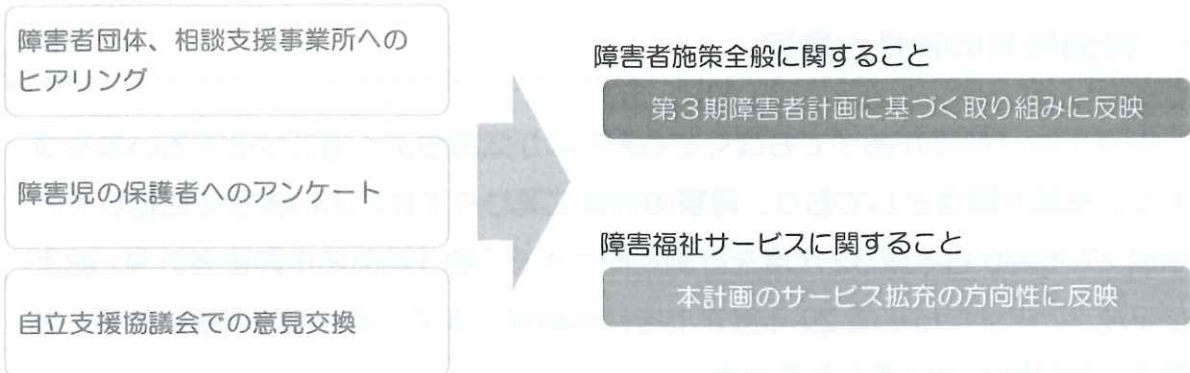
本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間の障害福祉サービスの目標を定めた計画です。

	平成 27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)
第3期桑名市障害者計画	第3期					
第5期桑名市障害福祉計画	第4期			第5期		
第1期桑名市障害児福祉計画				第1期		

### 3 計画の策定体制

本計画は、障害者団体や相談支援事業所等へのヒアリング、障害児を持つ保護者へのアンケート、自立支援協議会での意見交換等、多様な手法により当事者意見を反映できる策定体制のもと、内容の検討を行いました。

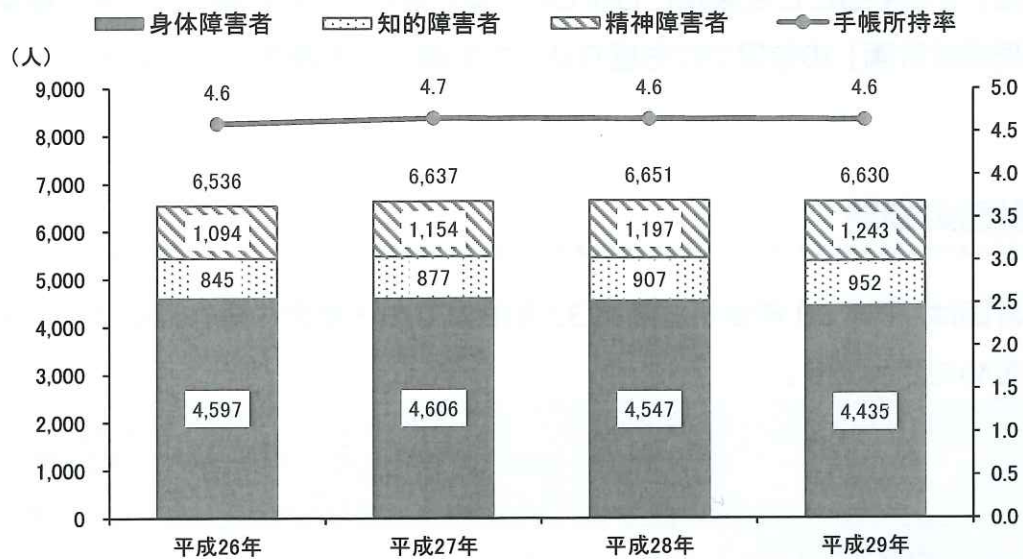
計画の策定体制と、施策・計画への反映の考え方



### 4 障害者の状況

#### 障害別手帳所持率の推移

本市における総人口に占める障害者手帳所持者の割合は、ほぼ横ばいとなっており、平成29年4月1日現在、障害者手帳を所持している人は6,630人となっています。障害別でみると、身体障害者数は減少傾向にありますが、知的障害者と精神障害者は増加傾向となっています。



資料：三重県障がい福祉課手帳交付者数調べ（各年4月1日時点）



## 5 基本的視点

---

- 視点1 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 視点2 市を基本とする身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 視点3 障害者の課題に対応した地域共生社会実現に向けた取組
- 視点4 障害児の健やかな育成のための発達支援

## 6 障害福祉サービス等の成果目標

---

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値の設定にあたっては、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上の人が地域生活に移行するとともに平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とします。

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成32年度末までに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。なお、設置単位は本市単独での設置が困難な場合、近隣市町との共同設置も含めて検討します。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とします。本市では、平成32年度末までの設置を目指し、圏域での調整を図ります。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。目標値の設定は、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上を基本とします。

また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率の目標を設定します。就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上を基本とします。

#### (5) 一般就労への職場定着率

就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率に係る目標を設定します。目標は、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上を基本とします。

#### (6) 障害児支援の提供体制の整備等

 障害児福祉計画

##### ① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターの整備について、平成 32 年度末までの設置を目指し、圏域での調整を図ります。

##### ② 保育所等訪問支援の利用体制の構築

設置された児童発達支援センターによる保育所等訪問支援などにより、平成 32 年度末までに、保育所等で訪問支援を利用できるサービスの提供体制の調整を図ります。

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とします。市単独での確保が困難な場合には、圏域での設置を含めて検討します。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とします。e-ケアネットそういん（障がい者総合相談支援センターそういんで運営）が平成 27 年度に設置され、年に数回、医療的ケア児等についての定期的な協議の場を設けています。

(7) 自立支援給付の見込量

■数値目標

(単位：1月あたり)

①訪問系サービス		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	人	128	134	140
	時間	1,846	1,947	2,048
重度訪問介護	人	4	5	6
	時間	1,240	1,550	1,860
行動援護	人	2	2	2
	時間	22	22	22
重度障害者等包括支援	人	0	0	1
	時間	0	0	250
同行援護	人	22	23	24
	時間	198	207	216



②日中活動系サービス		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	人	11	11	11
生活介護	人	263	267	271
	人日	5,260	5,340	5,420
短期入所	人	55	61	67
	人日	275	305	335
自立訓練(機能訓練)	人	2	2	2
	人日	5	5	5
自立訓練(生活訓練)	人	12	12	12
	人日	180	180	180
就労移行支援	人	27	30	33
	人日	486	540	594
就労継続支援(A型)	人	152	161	170
	人日	2,736	2,898	3,060
就労継続支援(B型)	人	201	203	205
	人日	3,618	3,654	3,690
就労定着支援	人	3	3	3

③居住系サービス		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
Q 自立生活援助 <small>17.~</small>	人	1	1	1
共同生活援助(グループホーム) <small>17.~</small>	人	88	90	92
施設入所支援	人	123	122	122



④相談支援		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人	133	143	153
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

障害児福祉計画

⑤障害児支援		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人	70	80	90
	人日	700	800	900
放課後等デイサービス	人	176	189	202
	人日	1,936	2,079	2,222
保育所等訪問支援	人	2	4	6
	人日	4	8	12
医療型児童発達支援	人	2	4	6
	人日	20	40	60
障害児相談支援	人	89	109	129
居宅訪問型児童発達支援	人	1	2	3

(8) 地域生活支援事業の見込量

■数値目標

(単位：年間あたり)

①地域生活支援事業 必須事業			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	有	有	有
相談支援 事業	基幹相談支援センター等 機能強化事業	か所	1	1	1
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	か所	1	1	1

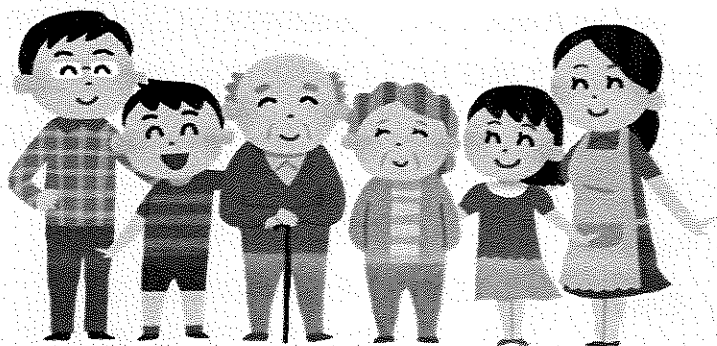
成年後見制度利用支援事業		人	3	4	5
成年後見制度法人後見支援事業		有無	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	312	330	348
	手話通訳者設置事業	件	2	2	2
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	8	8	8
	自立生活支援用具	件	21	25	30
	在宅療養等支援用具	件	25	25	25
	情報・意思疎通支援用具	件	25	25	25
	排せつ管理支援用具	件	2,900	3,000	3,100
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	9	10	11
手話奉仕員養成研修事業		人	20	20	20
移動支援事業		人	176	186	196
		時間	6,688	7,068	7,448
地域活動支援センター事業		か所	4	4	4
		人	40	40	40

②地域生活支援事業 任意事業		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
知的障害者職親委託	人	4	4	4
パソコン研修	人	10	10	10
歩行訓練	人	9	9	9
点字教室	人	5	5	5
自動車運転免許取得助成事業	件	3	3	3
自動車改造費助成事業	件	6	6	6
日中一時支援事業	人	200	200	200

## 1. 協議事項

(2) 桑名市地域包括ケア計画（案）に  
ついて

案



桑 名 市

## 地域包括ケア計画<概要版>

第7期介護保険事業計画  
第8期老人福祉計画

2018 (平成30) 年2月



## 計画の概要

### 計画の背景と目的

わが国の65歳以上の人口は現在3,000万人を超えており（国民の約4人に1人）、2042年の約3,900万人でピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。このような状況の中、団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025年以降は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれるため、2025（平成37）年を目途に「地域包括ケアシステム」を構築することが求められています。

高齢化の状況は地域差が大きく、地域包括ケアシステムは市町村や都道府県が地域の実情に応じて作り上げていくことが必要です。

#### ＜地域包括ケアシステム＞

医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「全員参加型」の仕組みや体制づくりをいいます。

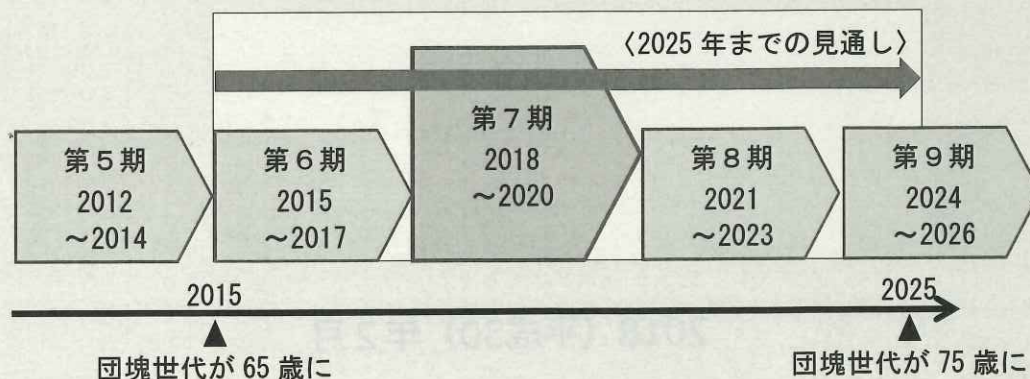
### 地域包括ケアシステムの必要性

長寿社会での医療は、病気を治癒し社会復帰を目指す「治す医療」から、病気と共存し生活の質の維持・向上を目指す「治し・支える医療」へと変化していきます。

地域包括ケアシステムの構築により、住み慣れた場所を離れ、病院の中で人生の最期を迎えざるを得ない社会から、自宅などの住まいで暮らし続け、自分らしい生活の中で人生の最期を迎えられる社会への構造的な転換が期待できます。

### 計画の期間

本計画の対象期間は、2018（平成30）～2020（平成32）年度の3年間です。地域包括ケアシステムの構築に向けて、団塊の世代が75歳以上に到達する2025（平成37）年度を見据えました。なお、第6期計画以降を「地域包括ケア計画」と位置付けています。



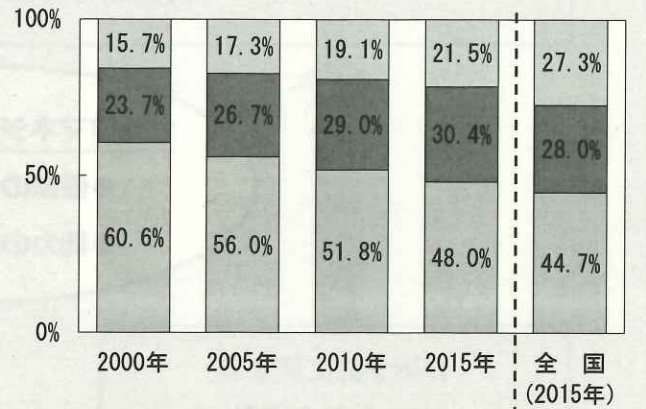


## 桑名市の高齢化等の現状と今後の見込み

### ●高齢者のいる世帯の割合の推移●

介護保険制度が始まった2000（平成12）年と2015（平成27）年の高齢者のいる世帯を比較すると、高齢者単身世帯（ひとり暮らし高齢者）の割合は約1.4倍、高齢者夫婦世帯の割合は約1.3倍に増加しています。

全国に比べると、本市の高齢者単身世帯の割合が低く、家族と暮らしている高齢者が比較的多いことがわかります。

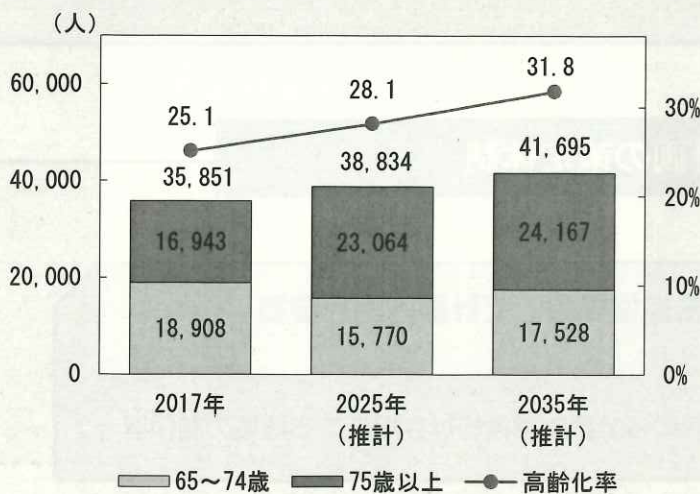


■ 高齢者同居世帯 ■ 高齢者夫婦世帯 □ 高齢者単身世帯

資料：国勢調査

### ●人口と高齢化率の推移●

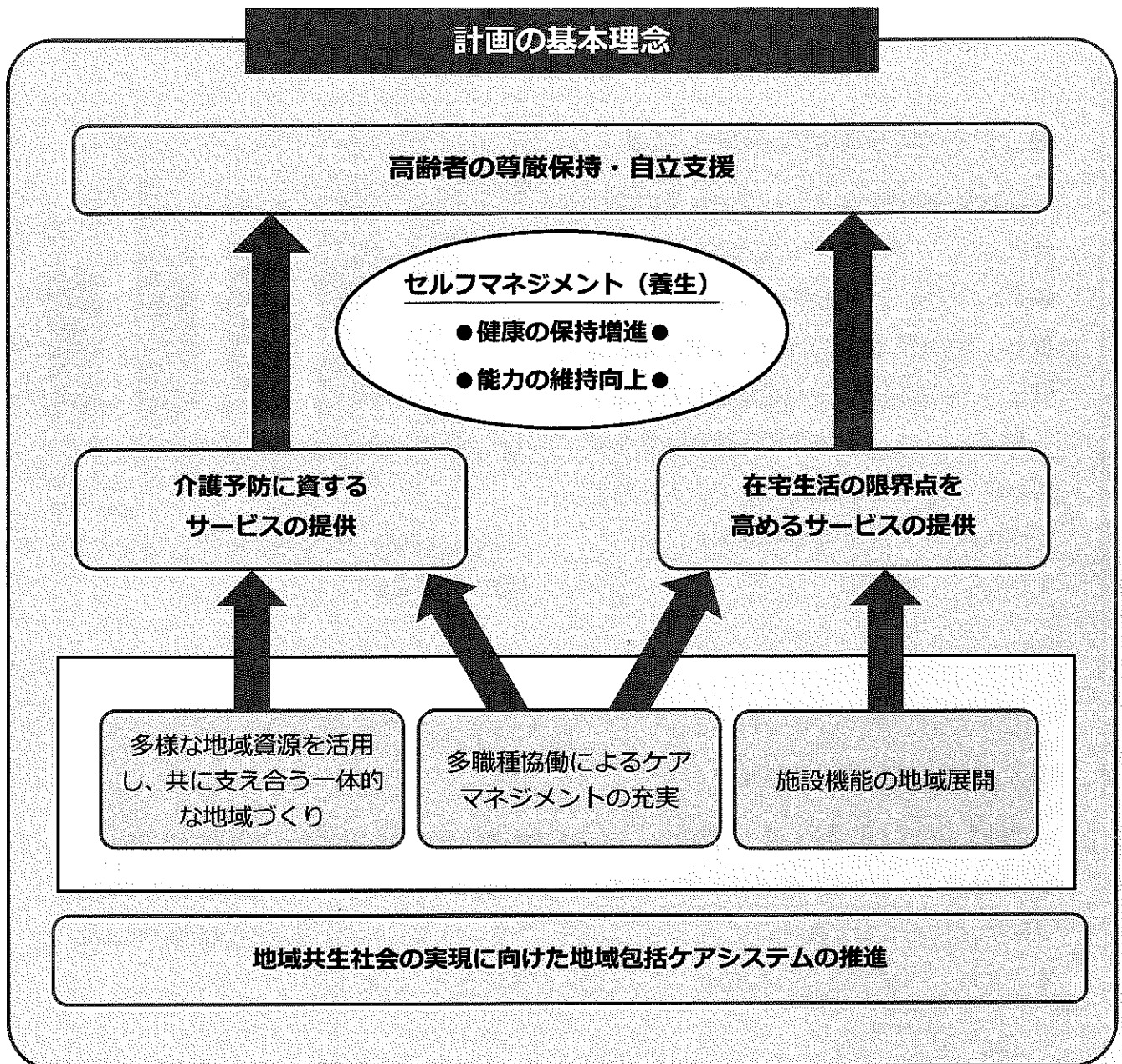
2017（平成29）年3月31日現在、本市の高齢者人口（65歳以上人口）は35,851人で、高齢化率（人口に占める高齢者の割合）は25.1%です。団塊世代が75歳になる2025（平成37）年には高齢化率は28.1%、2035（平成47）年には31.8%と推計されています。また、75歳以上人口も増加していくことが推計されています。



資料：2017年（実績）は住民基本台帳人口  
2025・2035年（推計）は「桑名市の将来人口推計」（平成26年2月桑名市）



## 計画の基本理念



## 計画の策定体制

「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」で計画内容を審議

### 構成員

医療・介護・予防・日常生活支援等の各分野で指導的な立場にある地域の関係者

### 部会

●専門的な事項について、より具体的で実情に即した議論をする●

医療部会・介護部会・予防部会・生活支援部会・介護サービス事業者選定部会



## 重点項目

## 多様な地域資源を活用し、共に支え合う一体的な地域づくり

おろしい  
拠点施設  
おろしい  
協議会

### 専門職における専門性の発揮

医療・介護専門職により、リスクを抱える高齢者の生活機能の向上を実現するサービスの提供、地域とのつながり推進等します。

### 地域でつながる支援

身近な「通いの場」等の「見える化」・創出およびその「通いの場」等に適切にアクセスできるよう「地域でつながる」取組を支援します。

### 機能向上による地域活動への参加

生活機能が向上した高齢者が社会参加できる「場」が増えていき、介護予防の効果を継続的に発揮できる地域づくりを進めます。



## 重点項目

## 施設機能の地域展開

### 施設サービスと同様の機能をもつ在宅サービスの普及

24時間365日のニーズに応じたサービスを提供する、同一の事業所で一体的にサービスを提供するなど、在宅生活を支える柔軟なサービスの普及・整備を推進します。

#### (普及・整備を推進するサービス)

#### 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」

⇒在宅の要介護者を対象として、日中および夜間を通じて定期巡回および随時対応を実施する訪問介護及び訪問看護を一体的に提供するサービス

#### 「小規模多機能型居宅介護」および「介護予防小規模多機能型居宅介護」

⇒在宅の要介護者及び要支援者を対象として、訪問、通いおよび泊まりを組み合わせ、一体的に提供するサービス

#### 「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）」

⇒在宅の要介護者を対象とし、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせ、一体的に提供するサービス

急激な生活環境の変化に伴う心身機能への悪影響を生じさせないよう、住み慣れた環境で暮らし続けることを可能にします。

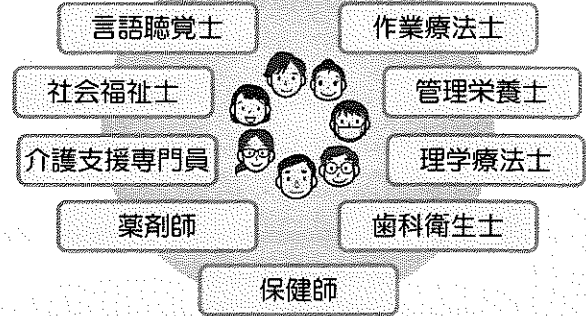




地域ケア会議の充実

多職種協働による個別事例の検討を行い、地域ネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の検討などを推進し、地域の実情に即した政策の形成・実施を推進します。

地域ケア会議の多職種協働イメージ



◆地域ケア会議における課題抽出から政策形成のイメージ◆

桑名市地域包括ケアシステム推進協議会（政策形成の機能）

地域課題の抽出及び地域づくり・資源開発の機能

「協議体」などの地区や圏域レベルの会議

個別事例検討の積み重ねによる課題抽出の機能

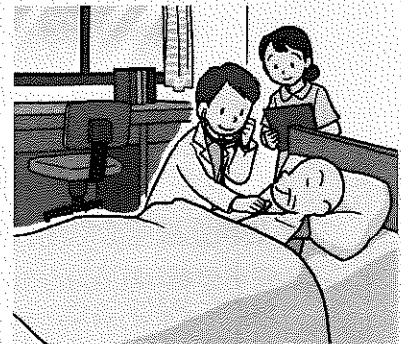
地域支援調整会議

地域生活応援会議

ケアミーティング

在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、桑名市と桑名医師会が協働し、地域の関係機関との連携体制構築を進めます。



認知症施策の推進

認知症になっても地域で在宅生活を継続することができる社会を実現するために、認知症の行動・心理症状等による「危機」が発生してからの「事後的な対応」から認知症の「危機」の発生を防止する「事前的な対応」への転換を実現します。



「我が事・丸ごと」の地域づくり

育児と介護に同時に直面するなど、複合化した生活課題を解決できるよう、地域住民と行政が協働して包括的な支援体制を整備し、地域共生社会の実現につなげます。

(具体例)

2017(平成29)年度から「福祉なんでも相談センター」を大山田コミュニティプラザ内に開設し、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の包括的な相談支援を行っています。

共生型サービスの円滑な機能

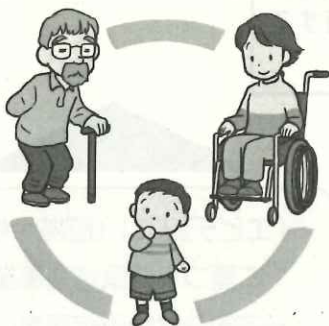
2018(平成30)年度から、介護保険と障害福祉制度に新しく創設される共生型サービスを円滑に機能させて高齢者と障害児者が同じ事業所でサービスを受けやすくすることで、障害者が高齢者になった場合のサービス利用におけるリロケーションダメージ(急激な生活環境の変化に伴う心身機能への悪影響)の軽減や、介護・福祉人材の確保ができるようにします。

(現在の課題)

- 介護保険サービスに障害福祉サービスに相当するサービスがある場合、介護保険サービスの利用が優先されるため、従来から障害福祉サービス事業所を利用していた障害者が高齢者となり介護保険サービスを利用するとき、なじみのある事業所を利用し続けられないことがある。
- 高齢化が進み人口が減少する中、サービスの提供にあたる人材の確保が難しい。

(共生型サービス創設後)

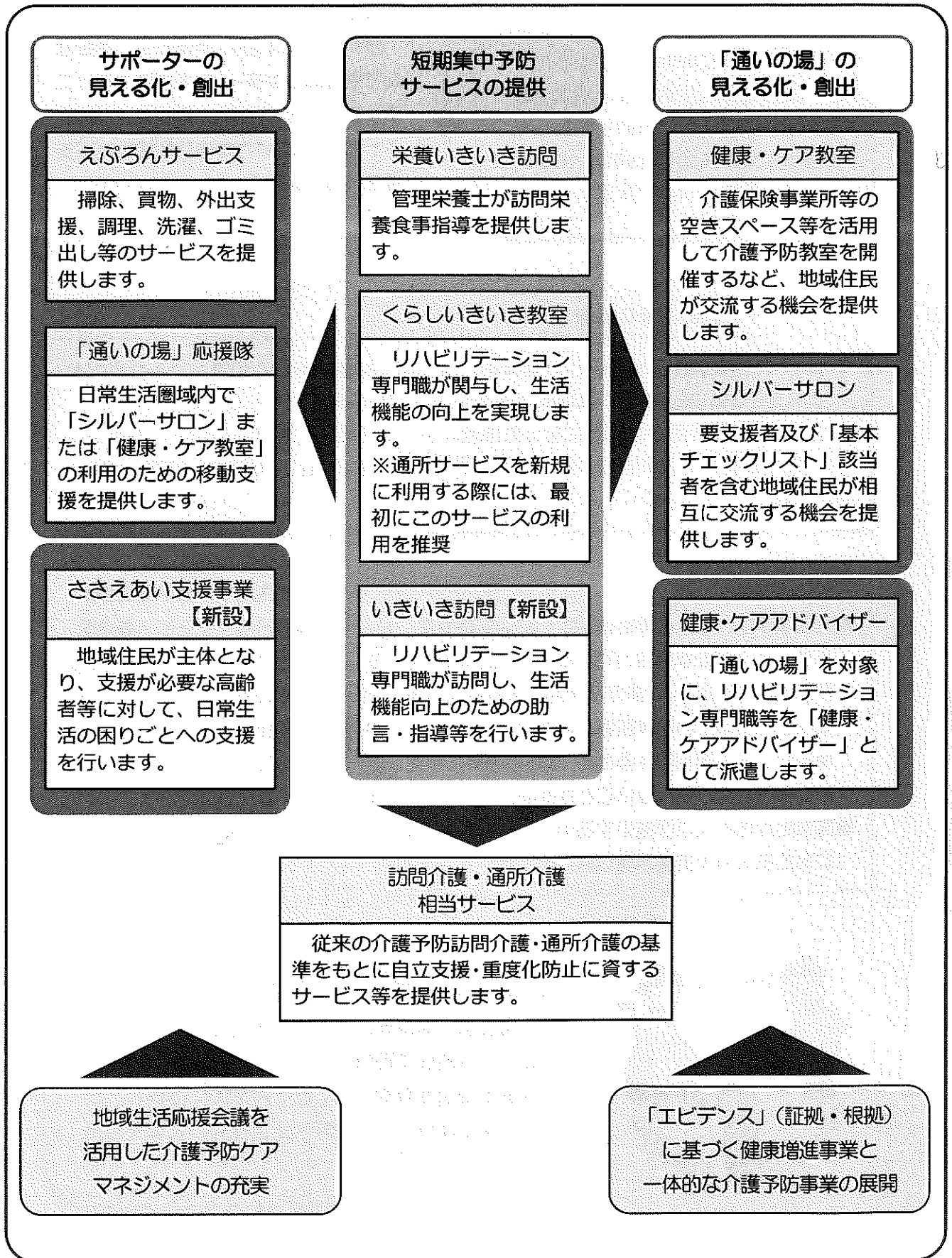
- 障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険事業所の指定も受けやすくする特例を設ける(逆も同じ)。



多世代共生型施設の整備促進

高齢者、障害者、子ども等の対象者ごと、分野ごとに各施設で提供してきたサービスを、多世代共生型施設を整備することで包括的に提供し、地域で誰もが支え合う地域共生型社会の実現を目指します。

●第7期の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の全体像

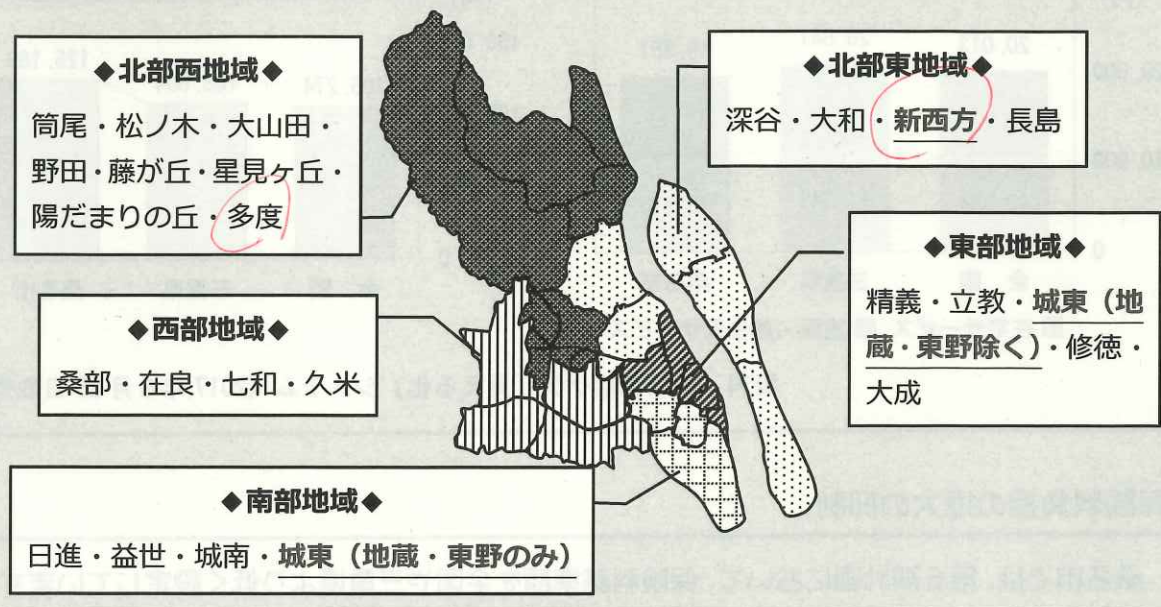




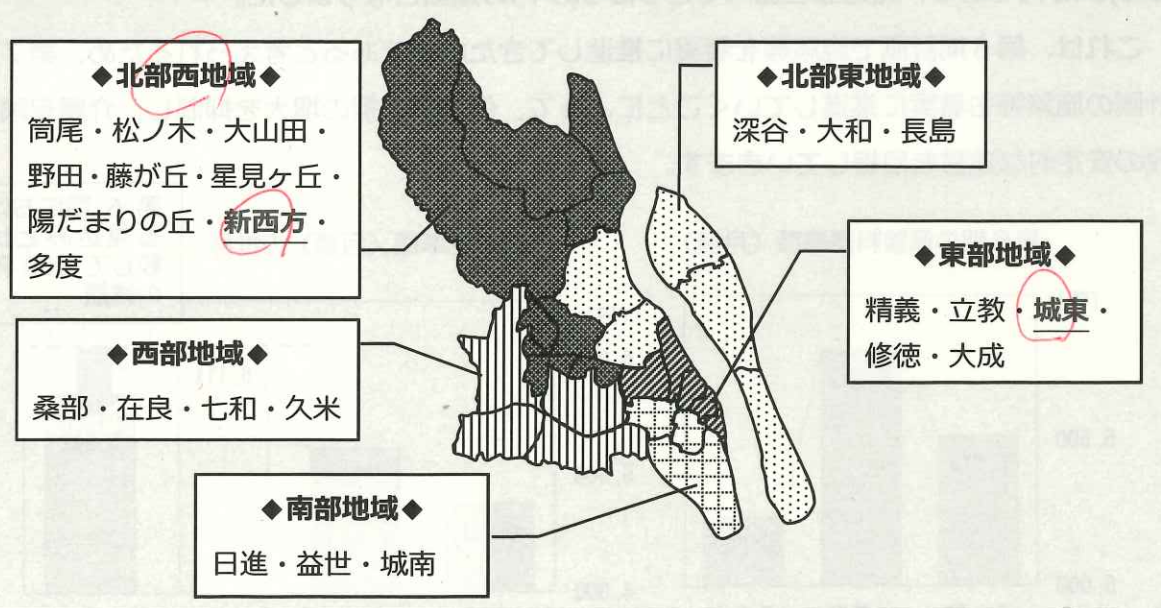
●地域包括支援センターの管轄区域変更

地域包括支援センターは、桑名市の委託を受けて事業を実施する準公的機関として位置づけられ、地域包括ケアシステム構築にあたって重要な役割を担うことが期待されています。2018（平成 30）年度より、地域住民の生活状況や地理的な実情を考慮して管轄区域を変更します。

2017（平成 29）年度現在の担当地区



2018（平成 30）年度以降の担当地区

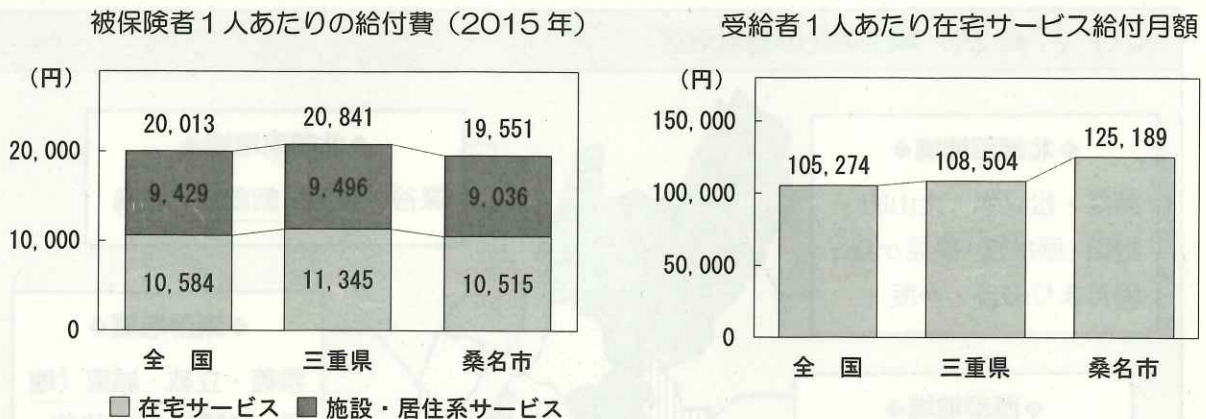




## 介護保険財政

### ●介護給付費の状況

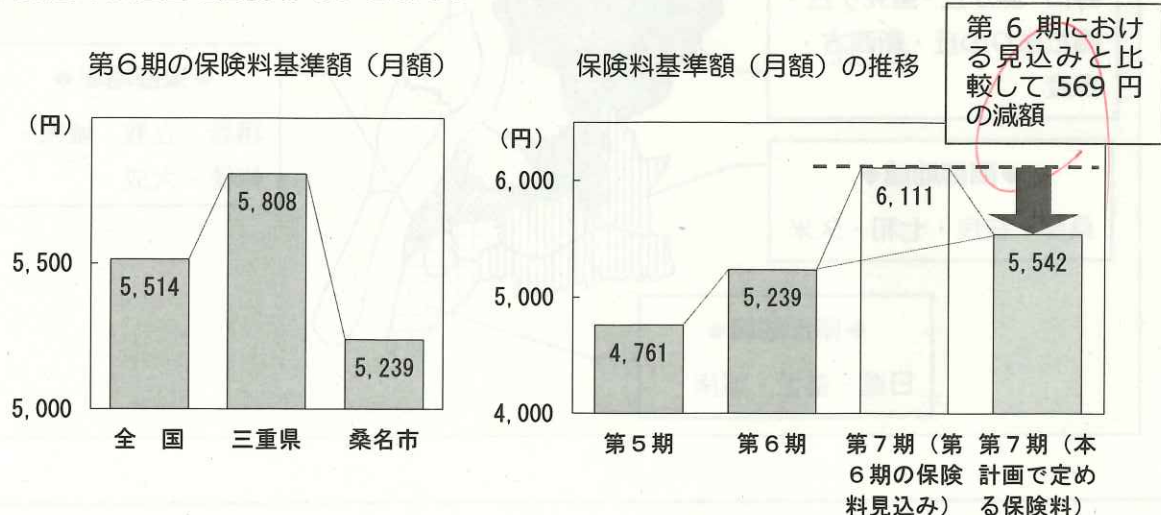
桑名市の2015（平成27）年の被保険者1人あたりの給付費は、全国や三重県より低く、介護サービス全体の利用量が少ないといえます。しかし、受給者1人あたり在宅サービス給付月額額は全国や三重県を大幅に上回っており、在宅の受給者一人ひとりには十分にサービスを利用していることとなります。



### ●保険料負担の増大の抑制

桑名市では、第6期計画において、保険料基準額を全国や三重県より低く設定しています。また、第7期における保険料基準額（月額）を、桑名市で推進する施策の効果を反映させることで額を軽減し、6,111円と見込んでいましたが、本計画で設定した保険料基準額（月額）は5,542円であり、見込額と比べてさらに569円の減額となりました。

これは、第6期計画で施策等を着実に推進してきた成果であると考えられるため、第7期計画の施策等も着実に推進していくことによって、保険料負担の増大を抑制し、介護保険財政の安定的な運営を目指していきます。





## ●保険料率設定の所得段階

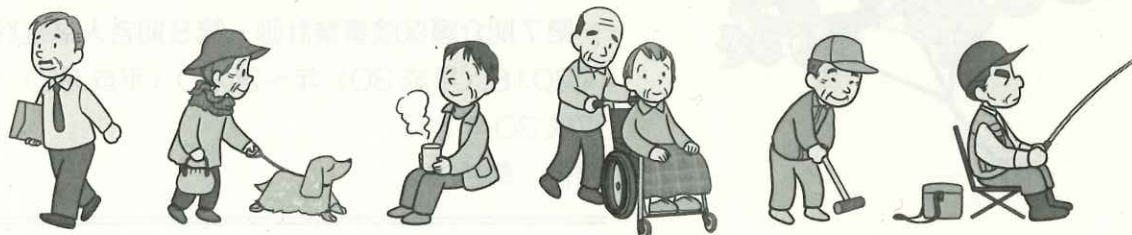
被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かな保険料を設定するため、保険料率を設定する区分となる所得段階を、現在の11段階から14段階に設定します。

段階	対象者		負担割合
第1段階	生活保護受給者又は 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者		基準額 ×0.35 (×0.3) (※)
第2段階	本人が市民税非課税	同一世帯者 全員も市民 税非課税	基準所得金額(①)が80万円以下
第3段階			第1段階に該当しないかつ 基準所得金額(①)が120万円以下
第4段階			第1、2段階に該当しないかつ 基準所得金額(①)が120万円超
第5段階	本人が市民税非課税	同一世帯に 市民税課税 者がいる	基準所得金額(①)が80万円以下
第6段階			基準所得金額(①)が80万円超
第7段階	本人が市民税課税	基準所得金額(②)が120万円未満	基準額 ×1.2
第8段階		基準所得金額(②)が120万円以上200万円未満	基準額 ×1.3
第9段階		基準所得金額(②)が200万円以上250万円未満	基準額 ×1.4
第10段階		基準所得金額(②)が250万円以上300万円未満	基準額 ×1.5
第11段階		基準所得金額(②)が300万円以上400万円未満	基準額 ×1.6
第12段階		基準所得金額(②)が400万円以上600万円未満	基準額 ×1.7
第13段階		基準所得金額(②)が600万円以上800万円未満	基準額 ×1.8
第14段階		基準所得金額(②)が800万円以上1,000万円未満	基準額 ×1.9
第15段階		基準所得金額(②)が1,000万円以上	基準額 ×2.0

・基準所得金額(①) = 公的年金等の収入金額 + [合計所得金額 - (長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額)] - 公的年金等所得金額

・基準所得金額(②) = 合計所得金額 - (長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額)

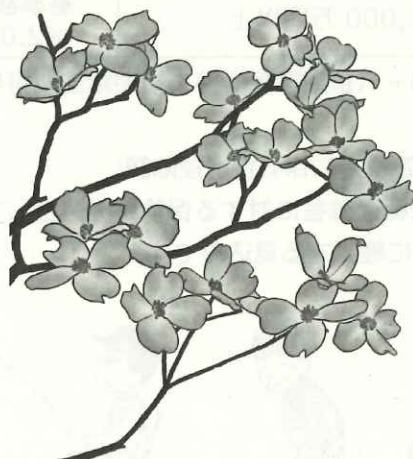
(※) 第1段階の保険料基準額に対する負担割合は、国で低所得高齢者に対する保険料軽減として、公費負担(国 1/2・県 1/4・市 1/4)により0.35から0.3に軽減する見込みです。





## 第6期計画から第7期計画への変更点

- ●高齢者に限定せず、障害者、子ども等への包括的な支援体制を整備するため、地域共生社会の実現に向けた取組を計画の基本理念及び重点事項に追加しました。
  - 要介護・要支援認定を受け居宅で暮らしている人及びその介護をしている人を対象に、家族介護の実態等を把握するために「在宅介護実態調査」を実施し、その内容を踏まえてサービスの整備方針等を定めました。
  - 国の地域包括ケア「見える化」システムを使用し、桑名市の状況を国や県、他市町と数値で客観的に比較することにより、桑名市における課題抽出等を行い、これを踏まえてサービスの整備方針等を定めました。
  - ●国の「介護離職ゼロ」の政策方針及び2016（平成28）年度に三重県が策定した「三重県地域医療構想」との整合性を図りながら、サービスの整備方針を定めました。
  - 地域支援事業では、現状・課題を整理し、介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みを再編成する等、事業の見直し・改善を行ってそれぞれの事業方針を定めました。
  - ●成年後見制度の利用促進のため、本計画において、成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）を定めました。47ページ
  - 介護給付等に関する費用の適正化に関し、各事業の方針及び目標を定めました。
  - 高齢者の自立支援・重度化防止に関する評価指標として、事業量を表す「アウトプット指標」、高齢者や地域等に対してどのような効果・成果があがったのかを表す「アウトカム指標」をそれぞれ定めました。
  - 保険料段階を従来の11段階から14段階にし、負担能力に応じたよりきめ細かな保険料率等に設定しました。
- 保険料基準額（月額）：第6期：5,239円 ⇒ 第7期：5,542円  
なお、第6期計画で見込んだ第7期計画の保険料基準額（月額）6,111円から569円の減額となりました。



桑名市地域包括ケア計画 <概要版>

—第7期介護保険事業計画・第8期老人福祉計画—  
(2018(平成30)年~2020(平成32)年度)

平成30年3月

発行 桑名市

## 1. 協議事項

(3) 多世代共生型施設（仮称：福祉ヴィレッジ）整備事業（案）の経過について



## 多世代共生型施設（仮称：福祉ヴィレッジ） 整備事業（案）の経過について

1. 整備事業（案）の変更
2. （仮称）福祉ヴィレッジの施設定員
3. 事業の内容
4. 今後の予定

# 1. 整備事業（案）の変更

## (1) 保護者・職員からの意見・要望

### ① 民営化に関すること

- ・ 事業者、事業継続やサービスに対する不安
- ・ 民営化後の市の関わりに対する不安
- ・ サービス向上に対する期待

### ② 多世代共生型施設に関すること

- ・ 建設場所、災害や避難対策
- ・ 施設建設中の環境面や安全対策
- ・ 障害、医療的ケアの区別ない相談施設に

### ③ 事業に関すること

- ・ 施設や事業の詳細が決まっていない
- ・ 職員に関する不安や要望、定員について
- ・ 多世代交流への不安、安全確保

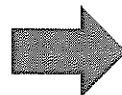
### ④ 事業計画に関すること

- ・ 今後も説明会の開催を
- ・ 保護者の意見も考えて
- ・ 保護者とともにつくり上げる施設に

## (2) (仮称) 福祉ヴィレッジ整備事業対象地の変更

変更前

施設の現在地  
(江場地内)

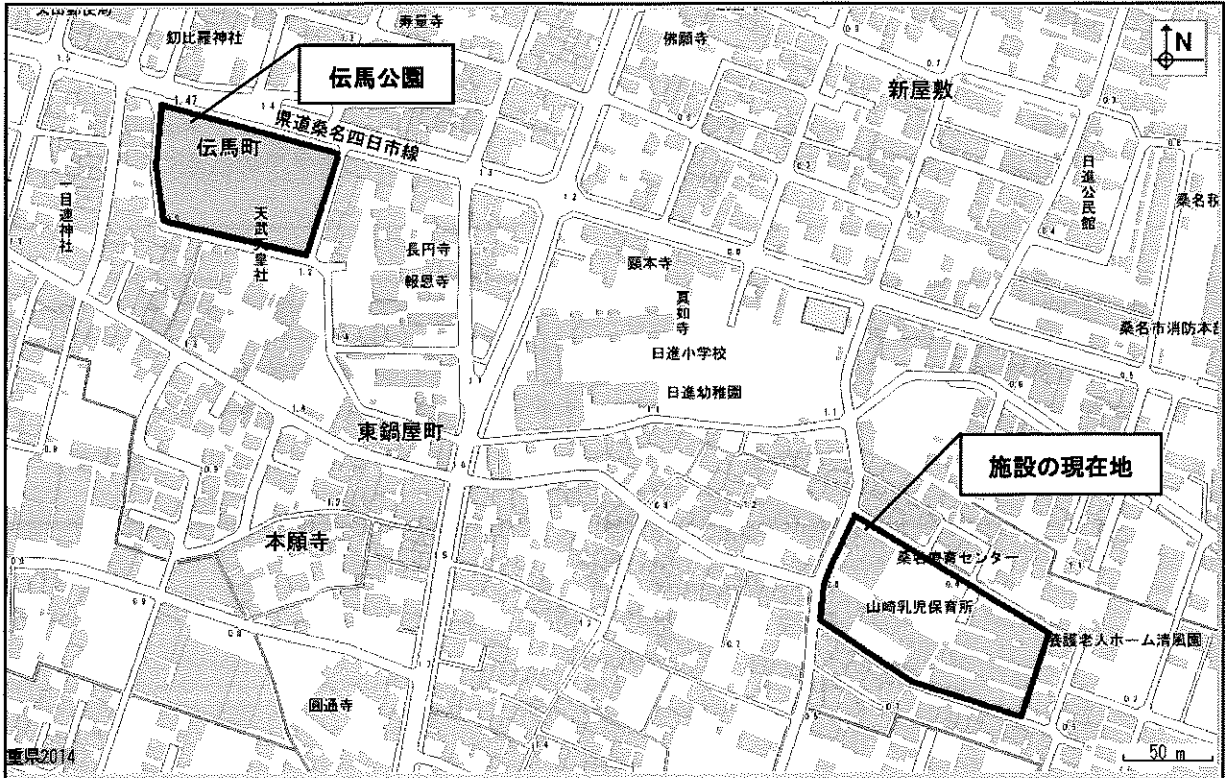


変更後

伝馬公園  
(伝馬町)

# 1. 整備事業（案）の変更

## (3) 施設の現在地と伝馬公園



	施設の現在地	伝馬公園
所在地	江場 83-1、111-1、111-5 他	伝馬町 5、4-5 他
所有	桑名市	桑名市
敷地面積	約 7,800 m <sup>2</sup>	約 6,100 m <sup>2</sup> <i>10-57-01 問題等</i>
用途地域	第1種住居地域	都市計画公園（第1種住居地域）
小学校区	日進小学校区（山崎苑も同じ）	日進小学校区
津波浸水想定(※)	最大浸水深 5m	最大浸水深 2m
埋蔵文化財包蔵地	包蔵地外	包蔵地内（桑名城下町遺跡）

(※) 津波浸水想定 (H27.3三重県)



# 1. 整備事業（案）の変更

## （4）メリットと課題

### ① メリット

- ・ 災害（津波浸水）に対する不安緩和
- ・ 施設建設中の環境変化や安全対策の不安軽減
- ・ 施設整備の自由度の向上、整備工事の期間短縮など

### ② 課題

- ・ 敷地面積の減
- ・ 公園の整備
- ・ 埋蔵文化財の包蔵地

## （5）事業の民営化時期等の変更

### ① 民営化時期について

（変更前）

平成31年4月

⇒

（変更後）

平成32年4月

### ② 既存施設について

（変更前）

譲渡

⇒

（変更後）

貸付け

## 2. 施設定員について

### (仮称) 福祉ヴィレッジの施設定員等

	現状	新施設
清風園 (養護老人ホーム)	50人	現状維持
療育センター (児童発達支援事業所)	30人	40人～ 45人
山崎乳児保育所	150人	現状維持
山崎苑 (母子生活支援施設)	12世帯	10世帯程度

## 3. 事業内容について

### (1) 事業実施方針

- ・「清風園」、「療育センター(つぼみ含む)」、「山崎乳児保育所」、「山崎苑」の運営を、平成32年4月から民間事業者に移管する計画です。
- ・療育センターについては、公的関与の在り方など、公営も含めて検討をします。
- ・事業者は、伝馬公園に、多世代交流・多機能型の福祉施設を整備し、移転します。
- ・既存施設及び新施設の事業運営は、現在のサービスや機能は維持するものとします。

### (2) 運営・整備事業者について

- ・公募を行い、プロポーザル方式で事業者を選定します。

### (3) 多世代交流・多機能型の福祉拠点について

- ・多世代交流・多機能型の福祉施設とは、既存施設で実施しているサービス及び機能は維持するものとし、加えて、多世代交流・共生のまちづくりを実現するため、また、持続的で安定的な施設運営を可能とするために有効な福祉事業又は機能を加えた施設とします。
- ・施設整備については、埋蔵文化財の試掘(発掘)調査や国県の補助金の状況にもよりますが、平成32年度には建設を開始することとします。

## 4. 今後の予定

全員協議会終了後

- ・ 保護者や地域住民等への説明

平成30年第1回議会定例会

- ・ 選定委員会の設置条例、予算計上

平成30年度

- ・ 運営事業者の公募、埋蔵文化財の試掘調査など

平成31年度

- ・ 事業移管準備、埋蔵文化財の発掘調査など

平成32年度

- ・ 事業移管（4月）
- ・ 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備開始